

「学校いじめ防止基本方針」

札幌市立北白石小学校
令和7年6月30日改訂

はじめに

本市におけるいじめの防止対策についてより一層の強化を図るため、「札幌市いじめの防止等のための基本的な方針」を改定したことを受け、**本校では、「いじめは、どここの学校でも、どの学級でも、どの子どもにも起こりうる」という基本認識を強くもち、**全ての子どもの尊厳を保持するとともに、子どもが互いのちがいを個性として認め合い、支え合いながら健やかに成長し、安心して学習やその他の活動に取り組むことができる「いじめのない学校づくり」を推進します。

以下に、本校における「いじめ防止のための基本的な姿勢と取組」を示します。

1 いじめのとらえ方

(1) 「いじめ」の定義

「いじめ」とは、児童に対して、当該児童が在籍する学校に在籍している等当該児童と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているもの。

いじめ防止対策推進法第2条より

こうしたとらえとともに、**いじめの可能性のある全ての事案に対して、「いじめか、いじめではないか」を明確にするよりも、過小評価せずに「いじめかもしれない」という姿勢で、子どもの側に立った対応をするようにします。**

(2) 「いじめ」の基本認識

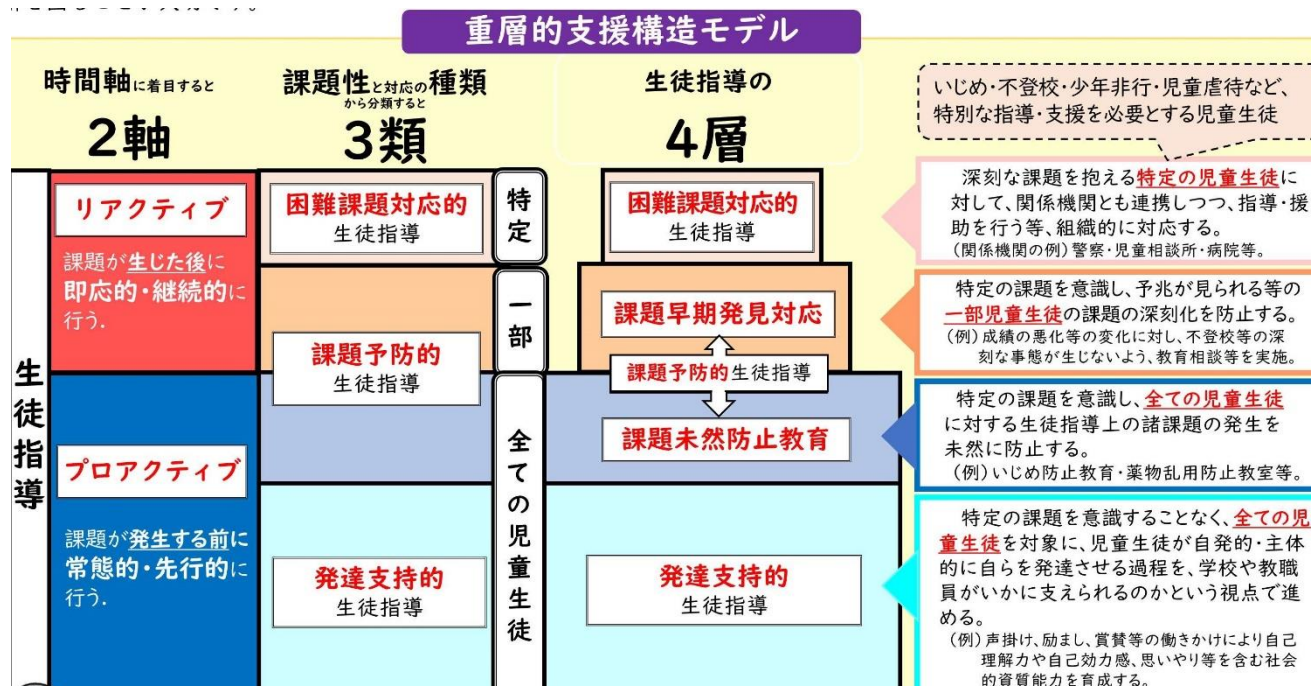
いじめは、いじめを受けた児童等の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがあるものであり、人として決して許されない行為であるという、いじめに対する認識を全教職員で共有し、対応していきます。いじめ防止対策推進法第4条で「児童等は、いじめを行ってはならない」（いじめの禁止）と規定されています。

**学校・家庭・地域 総ぐるみで
いじめは、「しない させない 許さない」**

(3) 生徒指導提要の「2軸3類4層」を基盤として、いじめにかかわる指導を考える

本校のいじめ防止等のための指導・支援は、生徒指導提要が示す「生徒指導の2軸3類4層」の考え方を基盤としています。このフレームワークを理解し、日々の児童生徒への関わりやいじめへの対応に活かすよう努めます。（参考 図1 図2）

図1 重層的支援構造モデル



※出典：「お役立ち情報」鳥取県教委西部教育局 2023年2月

図2 いじめにかかわる生徒指導提要での記述

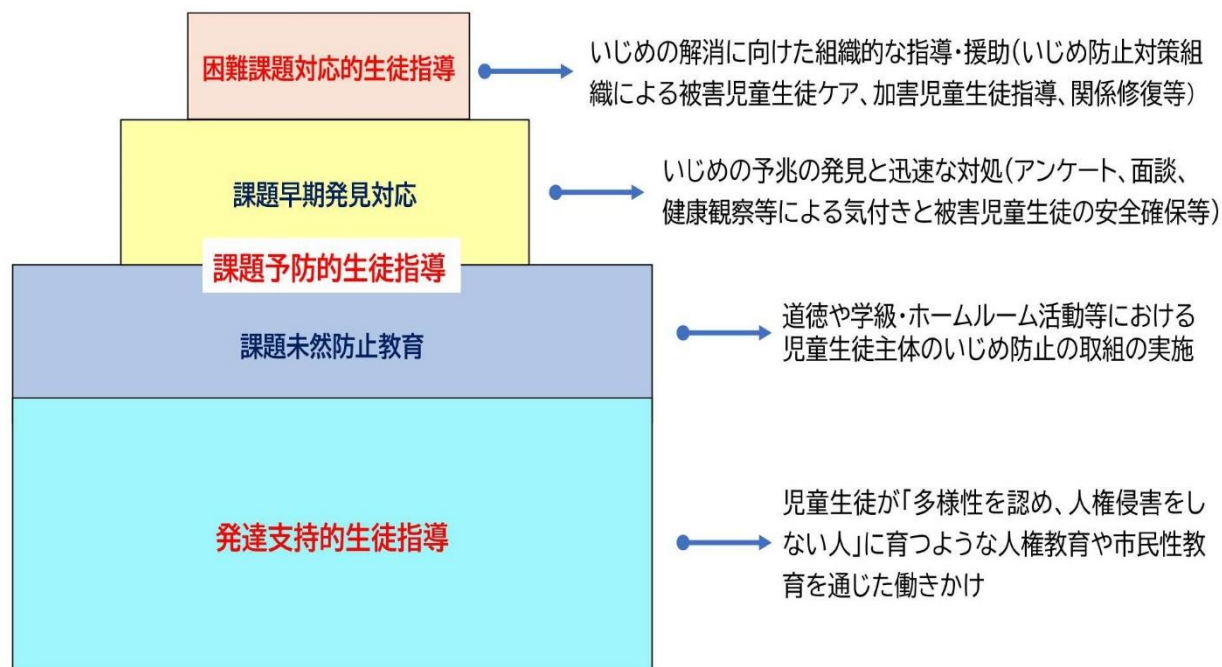


図9 いじめ対応の重層的支援構造

※出典：「生徒指導提要」文部科学省 2022年12月

2 組織的な対応のため

いじめ防止対策委員会 いじめ防止対策小委員会

(1) 役割について

いじめの防止や早期発見等に関する措置を実行的に行うため、取組に関することや児童や保護者からの相談内容の把握と防止のための啓発活動、いじめへの適切な対応等を行います。また、いじめ防止対策委員会の下、これを補完する役割としていじめ防止対策小委員会を設置します。いじめ防止対策小委員会により機動的・効果的ないじめ対策を行います。

(2) 構成員について

組織の責任者は校長として、いじめの防止等に係るすべての取組は、校長の監督の下で行います。ただし、校長が不在の時は、教頭若しくは教務主任が臨時にその任に就き、事後に校長に報告して決裁を得ることとします。(◎は責任者 ○は代替者) 本校では、

- ・いじめ防止対策委員会：◎校長、○教頭、○主幹教諭、保健主事、養護教諭、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、学年主任、関係職員、その他（校長が認めた者）

・いじめ防止対策小委員会：◎校長、○教頭、○教務主任、保健主事、養護教諭、関係職員
の二つの会議を構成します。

※場合によって、医師や弁護士、警察経験者、教育学者等の外部専門家や地域関係者も含む。

(3) 会議のもち方

・いじめの疑いを把握した場合は、いじめ防止対策小委員会又はいじめ防止対策委員会で速やかに対応する必要があります。たとえ構成員全員がそろわなくても、出席可能な構成員のみで会議を開催することとします。この場合は、内容を定例の会議で改めて確認するようにします。

・構成員がやむを得ず会議に参加できない場合には、会議日以外に個別に意見を求めることとします。

・会議の開催予定日を「生徒指導年間計画（教育課程編成等に関する諸届用紙E表）」に位置付け、月に1回は定期開催します。

・毎月の会議において、いじめの認知や解消の件数及び認知した個別の対応状況について確認をします。また経年継続を把握して、継続観察児童の様子や解決に向けた取り組みを協議・交流する。

・いじめに係るアンケート実施後に、アンケート結果や面談等の内容について、検討します。

・会議には、議事録を作成し、毎回校長の決裁を得る。また、個別の対応状況については、会議録」とは別に記録します（いじめアセスメントシート進捗管理用）。

3 いじめの未然防止

「個・集団・環境」3つのはたらきかけで未然防止

(1) 授業を通じて存在感や連帯感を強くさせていく「個・集団」

好ましい人間関係の保たれた学級集団にいじめは発生しにくいものです。私たち教師は、子ども一人一人が学級に自分の居場所を感じるなど、存在感や連帯感を実感できる学級づくりを目指しています。そして、子どもたちに思いやりの心を育ていけるようかかわります。

(2) いじめのない学校風土づくり「集団」

『いじめをしない・させない・許さない』学校風土を徹底的に醸成していきます。
そのために、学級指導「いじめをなくそう」を全校共通題材として実施します。
各学年の発達段階に応じて、次の点に重点をかけた内容で行います。

低学年…友達に嫌なことをされた時どのようにすればよいかわかる。

中学年…友達に嫌なことをされた時のとても悲しい気持ちを共有し、楽しく仲のよい学級にするための方法を考える。

高学年…「いじめられる人にも原因がある」という考えが間違っていることを理解する。

(3) 子ども一人一人を生かす学習活動「個」

学校生活の大半を占める授業時間を、学ぶ楽しさが味わえる充実した時間にすることで、子ども一人一人が自己有用感を感じながら前向きに学校生活を送れるようにします。

そのために、研究部を中心にしながら研究を進め、授業を公開し、お互いに見合うことで、授業のあり方や教師のかかわりについて学び合い、指導力を高められるようにします。

また、特別の教科道徳の授業を要として、いじめ防止に向けた指導内容をプログラム化し、いじめに向かわない態度の育成を図るようにしています。そのカリキュラムの中で、命の大切さについてどの学級でも取り上げ、指導します。

いじめを生まない心

1年：18 ふうたの やくめ、19 やさいむらの こどもたち

2年：3 どうしよう、4 およげない りすさん

3年：30 りつとはじめたね、31 思い切って言ったらどうなるの？

4年：8 レッド ー赤くて青いクレヨンのお話ー、9 ブラジルからの転入生

5年：23 ドッジボールを百倍楽しくする方法、24 光輝の告白

6年：10 森川君のうわさ、11 ピンクのバック

命をかがやかせる

1年：7 みんな みんな いきて いる、8 おたんじょうび れっしや

2年：33 ーまいの しゃしんー、34 わたしの ものがたり

3年：23 どうか、生きていてくれよ、24 いのちのまつり

4年：34 五百人からもらった命、35 せい いっぱい生きるー命の詩ー

5年：33 命をかけて命を守るー山岳警備隊ー、34 命と向き合う人生

6年：29 生命のメッセージ、30 負けないで

学年別主題

低学年：へこんでも立ち直る力

1年：いろいろなきもち 2年：元気 しなやか へこたれない

中学年：みんなであつ力を合わせて

3年：自分の力 みんなの力 4年：みんなのために何ができるかな？

高学年：世界中のいろいろな人とつながるために

5年：みんなちがって、みんないい？ 6年：いろいろな人と共に生きる

さらに、インターネット上のいじめを防止するために、情報モラル教育を充実させ、児童がインターネットの正しい利用やマナーについての理解を深めます。これにより、ネットいじめの加害者にも被害者にもならないよう継続的に指導します。特にインターネット上に誹謗中傷を書き込むなどの行為については、犯罪行為につながる可能性があることについても指導に当たります。

（４）保護者や地域との連携「環境」

- ・保護者とは、日ごろから何らかの形でお会いしたり、電話等でお話ができたりするように、学習参観や懇談、家庭訪問や個人懇談などを計画的に年間行事に位置付けます。また、日常的に会話ができるように、信頼関係を築くよう努めています。

（５）子ども理解に関わる機会と仕組みの構築による情報の共有と活用「環境」

- ・定期的に子どもや子どもを取り巻く状況について情報を共通し、活用することで子どもに関わる理解につなげます。
- ・学びの支援交流会を実施し、子ども理解の充実を図ります。

（６）いじめ問題に関わる研修会の実施「環境」

- ・いじめ問題や命の大切さにかかわる研修会を実施し、いじめ問題についての理解を深めるとともに、ゲートキーパーとしての実践力を高めるよう努めます。

4 いじめの早期発見

（１）早期発見の取組

いじめは、発見することが難しく、教師には見えづらいという側面があります。いじめの早期発見のためには、子どもとの信頼関係を築くとともに、学校・家庭・地域が連携し、いじめの情報やサインを確実に受け止めるためのアンテナ網をつくっています。

（２）いじめのサインを受け止めるための工夫

①子どもの状況の把握

「いじめはどんな学級でも起こり得る」という考えに立ち、いじめの早期発見に努めることが大切です。シャボテンログの実施活用を基本とした上で、『**悩みやいじめに関する意識調査**』を実施する**だけではなく学校でも独自の調査を実施し**、いじめにつながる状況を的確に把握していくようにします。聞き取った内容をもと、いじめ防止対策委員会で検討し、組織的に対応します。

これらの対応で、子どもの心の状況や悩みなどを発見できるようにすると同時に、子どもとの信頼関係の構築やいじめの早期発見につなげています。

5 いじめへの対応

(1) 組織的な指導体制

「いじめ防止対策委員会」並びに「いじめ防止対策小委員会」を設置して、いじめの未然防止や早期発見・解決等について、日常的に情報を共有し、指導方法、対応等を協議・決定します。

構成…校長・教頭・教務主任・保健主事・養護教諭・スクールカウンセラー・学年主任・関係職員
その他（校長が認める者）

必要に応じて、校長・教頭・教務主任・保健主事・養護教諭・関係職員で構成する「いじめ防止小委員会」を開催し、機動的に対応できるようにする。

役割…「学校いじめ防止基本方針」に基づく取組の実施、進捗状況の確認、相談内容の把握、児童・保護者への「いじめ防止の啓発に関することを行います。

(2) 組織的ないじめ対応の流れ

別添「いじめ対応のフローチャート」参照

(参考) いじめ防止対策推進法 第23条第6項

学校は、いじめが犯罪行為として取り扱われるべきものであると認めるときは所轄警察署と連携してこれに対処するものとし、当該学校に在籍する児童等の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは直ちに所轄警察署に通報し、適切に、援助を求めなければならない

① 「事実関係の把握」について

～児童生徒の安全が確保され、落ち着いて話せる静かな環境で行います。その際、児童生徒の心身の負担に配慮します。

～日時、場所、面談者、対象者、内容等を全て記録します。発言はできる限り具体的に記録し、後で正確性が確認できるようにします。

② いじめを受けた児童生徒への支援」について

～いじめを行った児童生徒からの物理的、心理的な隔離を徹底します。登下校、休み時間、放課後等の生活場面で安全が確保されているか確認し、必要に応じて対策を講じます。

～養護教諭、SC、SSW等と連携し、継続的なカウンセリングや見守りを行います。「いじめはあなたのせいではない」というメッセージを明確に伝え、自己肯定感の回復を支援します。

～学校生活への適応状況に応じて、別室での学習、登校時間の調整、座席の配慮、苦手な活動への配慮など、安心して学校生活を送るための具体的な措置を検討し、実施します。

③ 「いじめを行った児童生徒への指導」について

～行為の重大性の理解:するよう努めます。なぜその行為がいじめであり、なぜ許されないのか、いじめられた児童生徒がどれほど苦痛を感じているのかを具体的に、理解できる言葉で丁寧に伝えます。

～被害者の心情や状況に最大限配慮し、二次被害にならない謝罪の方法をいじめ防止対策委員会で慎重に検討・指示します。安易な直接対面での謝罪は行いません。

～なぜいじめを行ったのか、その背景にあるストレスや人間関係の悩み、家庭環境等の課題を把握し、SC、SSW等と連携して指導・支援を行います。単に懲戒するだけでなく、行動改善に向けた教育的な指導を重視します。

(3) 重大事態への対処

生命及び心身または財産に重大な被害が生じる疑いや「相当期間」学校を欠席せざるを得ない疑いがある場合には、次の対処を行います。

「相当の期間」については、欠席日数の多寡のみで判断せず、いじめとの関連性や児童生徒の状況を個別に判断します。

- ①重大事案が発生した旨を、札幌市教育委員会に速やかに報告する。
- ②札幌市教育委員会と協議の上、当該事態に対処する方針を決定する。
- ③事実関係を把握するための調査を実施する。
- ④いじめを受けた児童、保護者、関係機関へ事実関係その他の必要な情報を提供する。

(4) 外部関係機関、専門家、教育委員会との連携

①いじめの状況や内容に合わせて、スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカーはもちろんのこと、スクールロイヤー、医療機関、白石区家庭児童相談室、児童相談所、札幌市教育委員会等との連携を図り、いじめの早期解決に当たります。

②緊急性の高い事案はもちろん、重大事案につながることが懸念される事案についても、速やかに教育委員会と連携を図って対応します。

(5) 警察との連携

犯罪行為として取り扱うべき行為が発生した場合は、児童の命や安全を守ることを最優先に学校として警察へ相談、更に通報も視野に、適切な援助を求めるとともに連携して対応します。

(6) 教職員一人の役割

①教職員一人ひとりの役割～全ての教職員は、児童生徒との信頼関係を築き、日頃から児童生徒の様子に気を配り、いじめの兆候の早期発見に努めます。いじめに関する情報や相談を受けた場合は、速やかにいじめ防止対策委員会に報告し、組織的な対応を求めます。個人の判断で抱え込まないことを徹底します。いじめ事案対応においては、自己の役割を理解し、いじめ防止対策委員会の指示に基づき、責任を持って対応にあたります。

②専門職（養護教諭・SC・SSW・SL 等）の役割～いじめられた児童生徒やいじめに関わった児童生徒の心のケア、精神的な健康観察、専門的なカウンセリングや相談支援を行います。専門的な見地からいじめ防止対策委員会に助言を行い、具体的な支援策の立案に関わります。

(7) 個別の対応状況に関する記録及び引継

①悩みやいじめに関するアンケート調査用紙は、中学校にその用紙を引き継ぎ、定められた期間（3年間）保管します。

②アセスメントシートについては、児童の進級や進学、転学に当たって、次の学年や学校に確実に引き継ぎ、指導や支援につなげることを徹底します。

③いじめに関する個別の対応状況に関する記録、及び自殺念慮や自殺企図等の情報については、児童の進級や進学、転学に当たって、次の学年や学校に確実に引き継ぎ、指導や支援につなげることを徹底します。

(8) 学校の取組の評価

①学校評価の項目にいじめ防止に関わる項目を位置付け、取組の検証を行います。

②学校評価において、目標の達成状況を評価し、取組の改善につなげていきます。

(9) 方針の見直し

本方針は、いじめを取り巻く状況の変化、法及び国の基本方針の改正、札幌市教育委員会の基本方針の見直し、生徒指導提要の改訂、本校におけるいじめの実態や課題、そして学校での取り組みの成果と課題を踏まえ、必要に応じて見直しを行います。

(10) おわりに

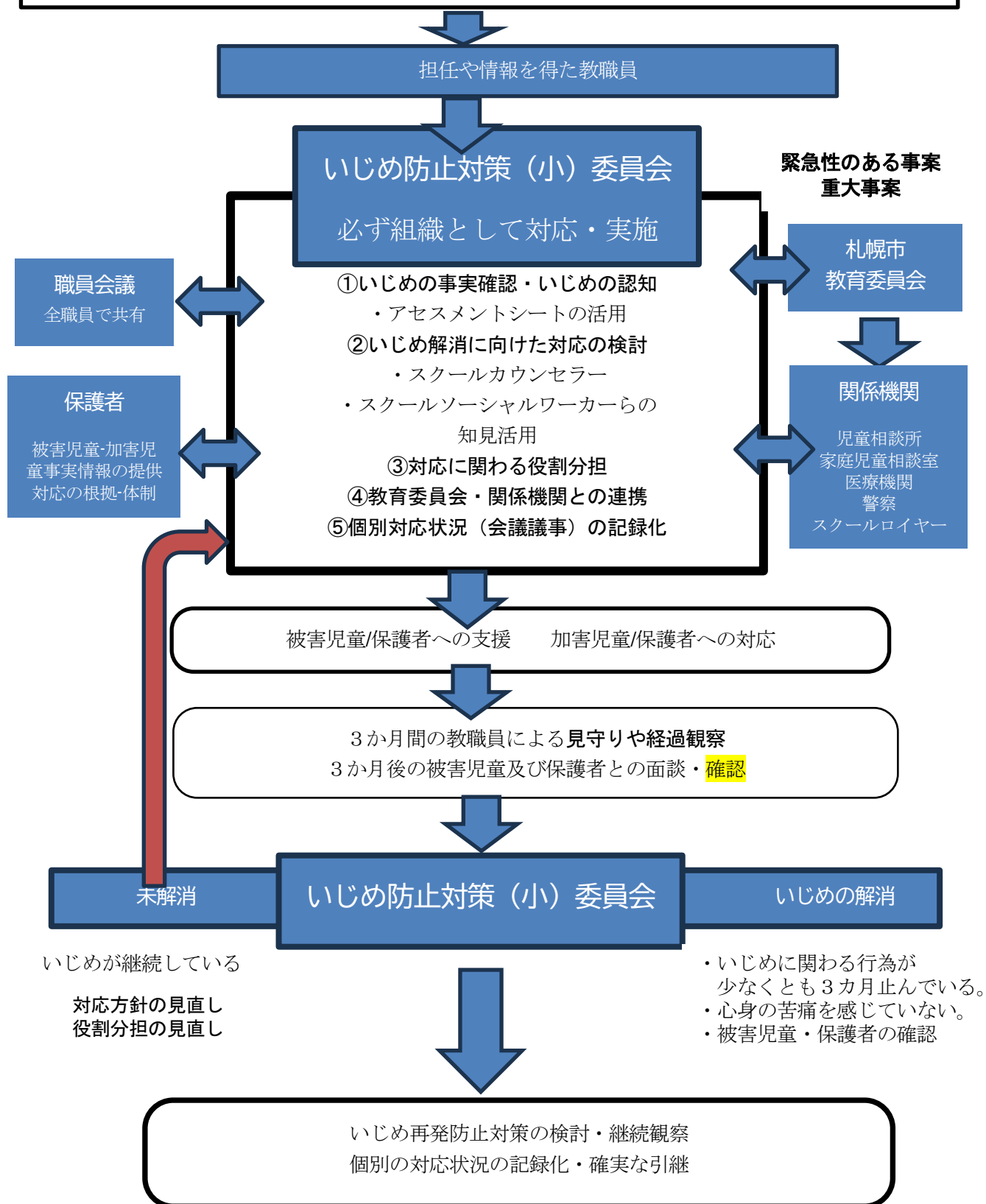
いじめは、子どもたちの未来を奪いかねない深刻な問題です。本校は、この基本的な方針に基づき、子どもたちが安心して学校に通い、自分らしく輝けるよう、教職員一人ひとりが専門性を高め、子どもたちに寄り添った指導・支援を行います。道徳教育をはじめとする教科等横断的な指導を通じて、全ての児童生徒がいじめを「しない」「させない」「許さない」態度を身につけるための教育を充実させてまいります。それにより、全ての教職員が共通理解を持ち、保護者、地域、そして関係機関と緊密に連携し、いじめの根絶を目指します。

主な関連機関

札幌市教育委員会	本校担当指導主事	211-3851
札幌市教育委員会	児童生徒担当課	211-3861
札幌市教育委員会	いじめ電話相談	0120-127-830
北海道警察本部	少年相談110番	704-0110
札幌法務局	子どもの人権110番	0120-007-110
札幌市教育センター	教育相談室	671-3210
札幌市子どもアシストセンター	相談専用電話	211-3783

6 いじめ対応のフローチャート

日常の観察・シャボテンログ・悩みやいじめに関するアンケート・スクールカウンセラー教育相談・児童からの訴え・保護者からの訴え・教職員間での情報



重大事態対応フロー図

学校基本方針の定期的な点検・評価
役割分担の確認

◆調査主体が学校の場合

①学校の下に、重大事態の調査組織を設置

- *組織の構成については、専門的知識及び経験を有し、当該いじめ事案の関係者と直接の人間関係又は特別の利害関係を有しない第三者の参加を図ることにより、当該調査の公平性・中立性を確保する
- *第22条に基づく「いじめ対策委員会」を母体として、当該重大事態の性質に応じて上記に留意しながら適切な専門家を加える。

②調査組織で、事実関係を明確にするための調査を実施

- *いじめ行為の事実関係を、可能な限り網羅的に明確にする。この際、因果関係の特定を急ぐことなく、客観的な事実関係を速やかに調査する
- *仮に学校側に不都合なことがあったとしても事実に向かって向き合う
- *これまでに学校で先行して調査している場合も、調査資料の再分析や必要に応じて新たな調査を実施する

③いじめを受けた児童及びその保護者に対して情報を適切に提供

- *調査により明らかになった事実関係について、情報を適切に提供(適時・適切な方法で、経過報告も含めて)
- *関係者の個人情報に十分配慮する
- *得られたアンケートは、いじめられた児童や保護者に提供する場合があることを念頭に置き、前もってその旨を調査対象の児童や保護者に説明する

④調査結果を札幌市教育委員会に報告

- *いじめを受けた児童又はその保護者が希望する場合には、いじめを受けた児童又はその保護者の所見をまとめた文書の提供を受け、調査結果に加える

⑤調査結果を踏まえた必要な措置

◆調査主体が札幌市教育委員会の場合

- 教育委員会の指示のもと、資料の提出など、調査に協力

7 関係機関との連携

いじめに関わる重大事態発生時の対応等については、法に則って札幌市教育委員会に指導・助言を求めて、学校として組織的に動きます。また必要に応じて警察等関係機関への連絡や相談を行い、連携しながら対応にあたることとします。

地域全体での見守りも大切なことであることから PTA や地域の会合等でも、いじめ問題についての話題を取り上げてくれるよう啓発していきます。